

「第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」の概要

【計画制定の趣旨】

依然として多くの県民が、思いもよらず犯罪等の被害者やその家族又は遺族となっている中、犯罪被害者等が直面する複雑かつ多様な課題は解決されていないことから、社会全体で犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、支えていく必要がある。県では、「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、支援に取り組んできた。
(第1次:H22~27、第2次:H28~R2)

令和3年(2021)年4月「栃木県犯罪被害者等支援条例」(議員提案)施行

条例第9条に基づく計画として

「第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定

計画期間：令和3年(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

【基本目標】 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の柱

- | | | |
|--------------------|--------------------|--------------|
| I 相談体制・情報提供の充実 | II 早期回復・生活再建に向けた支援 | III 県民の理解の増進 |
| IV 人材の育成と民間の団体への支援 | V 総合的な支援体制の整備 | |



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

犯罪被害者等が必要な支援を途切れなく受けることができるよう、関係機関と連携を図りながら、各種施策を推進していく。

施策の体系

基本目標 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の柱

施策の方向

主な取組

施策の柱Ⅰ 相談体制・情報提供の充実

条例第10条 相談及び情報の提供等

1 相談窓口の充実

・（公社）被害者支援センターとちぎ等との連携による相談窓口の適切な運用 など

2 犯罪被害者等への情報提供等の充実

・ 各種広報媒体を活用した支援に関する情報提供の充実 など

施策の柱Ⅱ 早期回復・生活再建に向けた支援

条例第11条 心身に受けた影響からの回復
条例第12条 日常生活の支援
条例第13条 安全の確保
条例第14条 居住の安定
条例第15条 雇用の安定
条例第16条 保護又は捜査の過程における配慮等

1 精神的・身体的負担の軽減

・ 犯罪被害者等に対するカウンセリング等の実施 など

2 日常生活への支援と居住・雇用の安定

・ 性犯罪・性暴力被害者への付添支援の実施
・ 公営住宅への優先入居等
・ 被害回復のための休暇制度の導入の必要性等に関する出前講座の実施 など

3 経済的負担の軽減

・ 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の検討
・ 性犯罪・性暴力被害者のカウンセリング費用の公費負担 など

4 二次的被害・再被害の防止

・ 二次的被害防止のための相談員等に対する研修の実施や県民への理解増進 など

施策の柱Ⅲ 県民の理解の増進

条例第17条 県民の理解の増進

1 県民への広報・啓発

・ 犯罪被害者等に関する理解増進のための講演会等の開催や若年層に対する広報・啓発活動の推進 など

2 教育活動を通じた理解の増進

・ 命の大切さ等に関する教育や犯罪被害者等の人権教育の推進

施策の柱Ⅳ 人材の育成と民間の団体への支援

条例第18条 人材の育成

1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上

・ 県及び市町担当者に対する研修の充実
・ 性犯罪・性暴力被害者等の支援関係者に対する研修の充実 など

2 民間の団体への支援

・ 民間支援団体の活動等に関する周知及び広報 など

施策の柱Ⅴ 総合的な支援体制の整備

条例第19条 推進体制の整備

1 関係機関・団体との連携強化に関する取組

・ 犯罪被害者等支援における関係機関相互の連携を図るための会議等の開催 など

2 その他支援のための体制整備への取組

・ 専門的な被害者支援が必要とされた場合の「被害者支援担当官」の配置 など